

教 生 学 第 8 0 7 号  
令和3年（2021年）2月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ） 様

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた相談支援  
について（通知）

このことについては、「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について」（令和2年（2020年）12月14日付け教生学第701号北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）により通知しているところですが、留意事項等について別添のとおり作成しましたので、実施にあたっては配慮願います。

（生徒指導（企画・調整）係）

## スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた 相談支援に係る留意事項について

北海道教育委員会が派遣するスクールカウンセラー（以下、「スクールカウンセラー」という。）によるオンライン等を用いた相談（以下、「SC オンライン相談」という。）を実施する際には、次の留意事項等に配慮すること。

### 1 対象

SC オンライン相談を希望する児童生徒

### 2 留意事項

(1) 実施にあたっては、次の点に配慮するほか、別添2「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」（令和2年（2020年）12月14日付け教生学第701号添付資料）を踏まえること。

ア 学校は、相談者のプライバシーに配慮し、実際に会って面談する場合と同様に、相談室など他の者がいない部屋を用意すること。

イ 学校は、相談を希望する児童生徒に対し、周囲に他の人がいない場所を準備できているか確認すること。

また、保護者等が同伴することについては、スクールカウンセラーと児童生徒本人の了解の上、実施すること。

ウ 実施時間については別添2を踏まえるほか、実際に会って面談する場合と同様の配慮をすること。

(2) 学校は、実施の可否についてスクールカウンセラーと十分協議の上、実施すること。

(3) 原則、相談を希望する児童生徒の所属校での実施とする。

これによらない場合は、生徒指導・学校安全課と協議すること。

ただし、スクールカウンセラーが自宅で個人所有のPC等によりカウンセリングを行うことは認めない。

### 3 ICT 利用について

(1) 道立学校で実施する場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたスクールネットの臨時的な運用について」（令和2年（2020年）11月10日付け教環第558号総務政策局長、学校教育局指導担当局長通知）に基づく許可を受けたパソコンでWeb会議サービス（Zoom等）を使用すること。

(2) 市町村立学校で実施を希望する場合は、各市町村教育委員会においてセキュリティを確保し公用としているPCを活用し、個人情報の保護に十分留意すること。

## オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点

一般社団法人日本臨床心理士会

### ◆オンラインによる遠隔でのカウンセリングについて

オンラインカウンセリング（Online counseling）とは、一般的には電子メール、同時チャット、SNSや電話相談などもその範疇に含まれるが、ここで取り上げるオンラインカウンセリングは、画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談のことをいう。

### ◆SCがオンラインカウンセリングを実施することへの期待

心の支援サービスとしてのカウンセリングは従来 face to face の形で行われてきたが、ローレタリング（手紙）や電話相談、メール相談、LINE 相談など、コミュニケーションツールの発展や変化に伴いそのバリエーションも広がりを見せてきた。

電話や LINE による相談では、匿名性が大きな特徴として挙げられ、それ故のメリットもデメリットも多く、さまざま工夫や議論が行われている。

オンラインカウンセリングという遠隔での対面相談は、従来学校現場で実施されてきた SC のカウンセリングと共通点も多く、アクセシビリティなどの面からもその活用範囲の拡大が期待できる（例えば、外出に抵抗が強い不登校の子ども、何らかの事情で来校が難しい保護者）。SC が行う新たな心の支援の手段としてオンラインカウンセリングの導入は、SC の身近な利用と有効活用に貢献すると考えられる。

### ◆SCによるオンラインカウンセリング実施における留意点

#### 1. 治療構造的な取組（枠組み）

- ・ メディアリテラシーの一環として、タブレットをカウンセリングに使用する際のルール作りが求められる。例えば、タブレットに映らないところでSC以外の者がそのやり取りを見聞きしている場合等があるため、相談環境の前提を定める必要がある（現在行われている LINE 相談との大きな違い）。
- ・ アクセスのよさを維持しながらも、オンラインカウンセリングが学校の相談体制に組み込まれることが重要である。例えば、学校側がまったく関与しないままに、SCとユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングが継続することはSC活動を逸脱する行為である。

- ・ 柔軟に対応しながらも、面接の基本構造を維持できるようにする。例えば、ユーザーが頻繁に連絡してオンラインカウンセリングを要求するようになることは適切ではない。また、適切な場所の確保（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な面接時間など、ユーザーとのルール作りが必要である。加えて、不登校等で校内での面接ができないような場合を除いて、通常の面接に戻していく努力がSCには求められる。

## **2. 発達段階を考慮してオンラインカウンセリングを活用する。**

- ・ 言葉ではなく遊びを媒体とする心理支援（遊戯療法等）の対象年齢の子どもたちには限界がある。一方で、信頼関係を構築するまでの手段としては有効であり、SCは直接的に関わるような方向に導く努力が求められる。

## **3. 子どもが抱える課題への配慮**

- ・ 子どもが抱える課題の質や程度を考慮してオンラインカウンセリングを活用することが大切である。例えば、自傷他害等の生命に関わるリスクのあるケース、いじめ・虐待などの法によって対応が示されているケースなどは、学校全体の相談体制の中で対応することが原則であることを理解しつつ、オンラインカウンセリングからできるだけ早く通常の面接に切り替えるよう努める。